



平成 19 年 4 月 3 日

各 位

東京都千代田区外神田二丁目 15 番 2 号
株式会社ストリーム
代表取締役 劉 海濤
(コード番号: 3071)

問い合わせ先 取締役副社長管理本部長 遠藤高明
電話 03-5256-7688

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 3 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 4 月 25 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 組織的且つ効率的な監査の実施を行うため、現行定款第 4 条を変更して、当社の新たな機関として「監査役会」を新設するものであります。また、監査役会の新設に伴い、現行定款「第 5 章監査役」を「第 5 章監査役及び監査役会」と変更して、監査役会に関する規定を新設するものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第 18 条に規定する取締役の員数を変更して、「6 名以内」から、「9 名以内」に変更するものであります。
- (3) 現行附則につきましては、すでにその目的を達成いたしましたので削除するものであります。
- (4) その他条数の変更、小見出し、表現方法、字句の修正等を行い、定款を整備するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生日は、平成 19 年 4 月 25 日（水曜日）開催予定の当社第 8 期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

以 上

【別紙】

定款変更案

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条 (省 略) 第3条</p>	<p>第1条 (現行のとおり) 第3条</p>
<p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設)</p>	<p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u></p>
<p>第5条 (省 略) 第17条</p>	<p>第5条 (現行のとおり) 第17条</p>
<p>(員 数) 第18条 当社の取締役は<u>6</u>名以内とする。</p>	<p>(員 数) 第18条 当社の取締役は<u>9</u>名以内とする。</p>
<p>第19条 (省 略) 第30条</p>	<p>第19条 (現行のとおり) 第30条</p>
<p>(員 数) 第31条 当社の監査役は3名<u>以内</u>とする。</p>	<p>(員 数) 第31条 当社の監査役は3名<u>以上</u>とする。</p>
<p>第32条 (省 略) 第33条</p>	<p>第32条 (現行のとおり) 第33条</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第<u>34</u>条 (省 略) 第<u>39</u>条</p> <p><u>[附則]</u> 第 1 条 本定款における実質株主及び実質株主名簿に関する記載事項は、当社が証券保管振替機構に参加した時から効力を生ずるものとする。 (2) なお本附則は、効力発生経過後削除する。</p>	<p><u>査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> (2) <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u> 第<u>38</u>条 <u>監査役会に関しては、この定款のほかに監査役会において定めた規則による。</u></p> <p>第<u>39</u>条 (現行のとおり) 第<u>44</u>条 (削 除)</p>